医療費未収金回収の業務委託について

当院では、医療費をお支払いいただけていない患者さんにつきまして、他の患者さんとの公平性の確保と病院運営の健全化のため、2024 年 1 月 1 日より弁護士事務所へ回収業務を委託しております。

委託した債権につきましては下記の弁護士事務所が窓口になり、お支払いに関するご連絡、ご相談および集金等の業務を行いますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をお願い致します。

●業務委託先

弁護士法人 エジソン法律事務所	東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビルディング 4 階 弁護士　大達 一賢

松山市民病院